

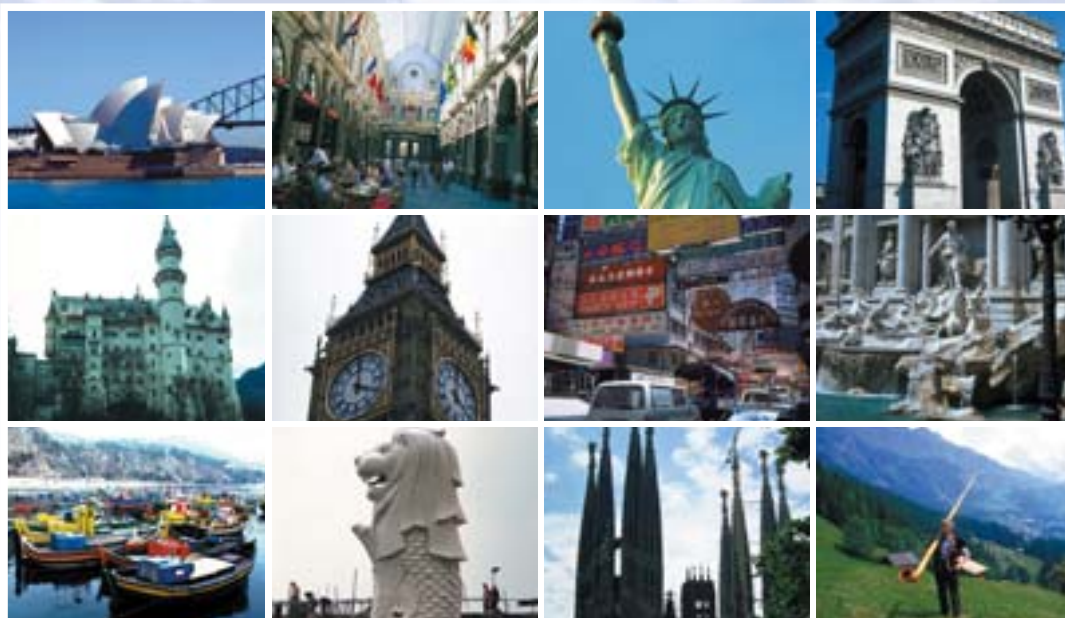
使用開始日：2011.11.26

アムンディ・世界好配当株式ファンド(毎月分配型)

追加型投信／内外／株式

愛称

グローバル・ドリーム



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・世界好配当株式ファンド（毎月分配型）の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年11月25日に関東財務局長に提出しており、平成23年11月26日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2011年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆4,152億円(2011年8月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、世界各国の上場株式を主要投資対象とする「アムンディ・グローバル好配当株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの特色

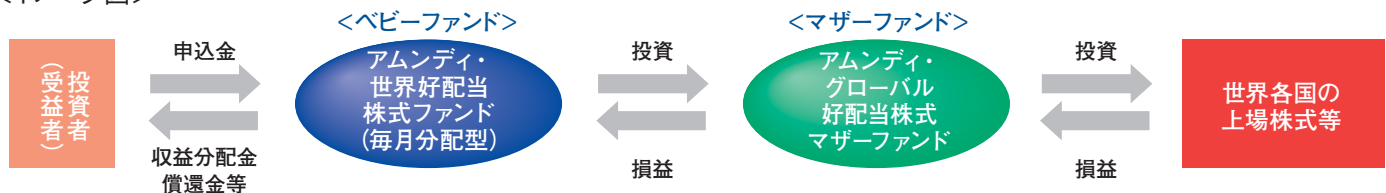
- 1 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。
- 2 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。
- 3 ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。
- 4 毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、株式の値上り益等から年2回のボーナス分配を目指します。

ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式※で運用を行います。

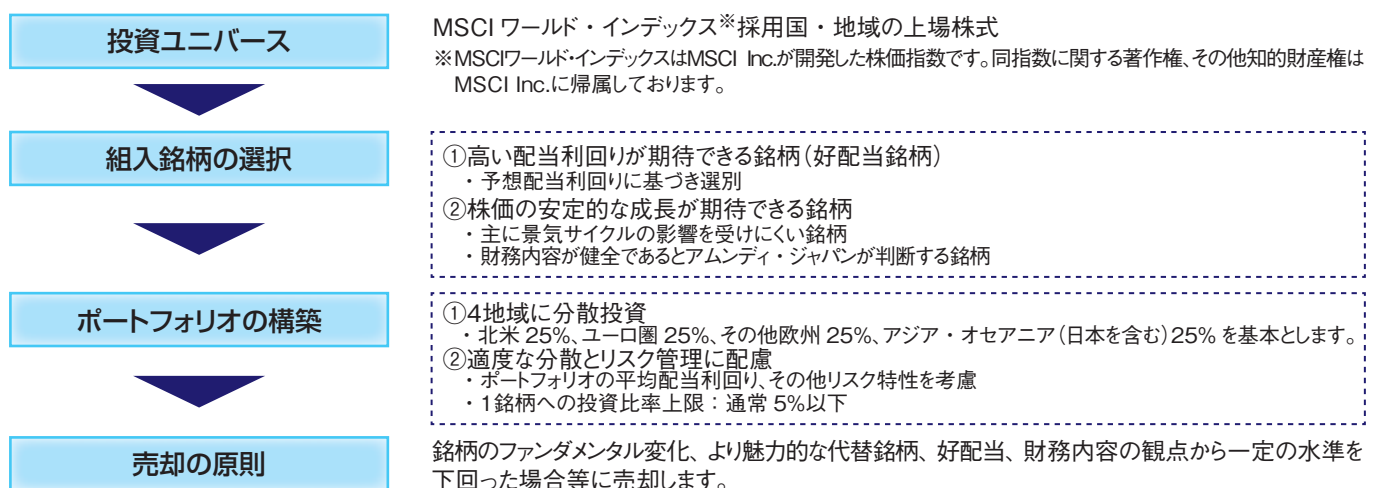
※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

<イメージ図>



ファンドの運用プロセス

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。



主な投資制限

- マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

●資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

毎決算時（原則として毎月25日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

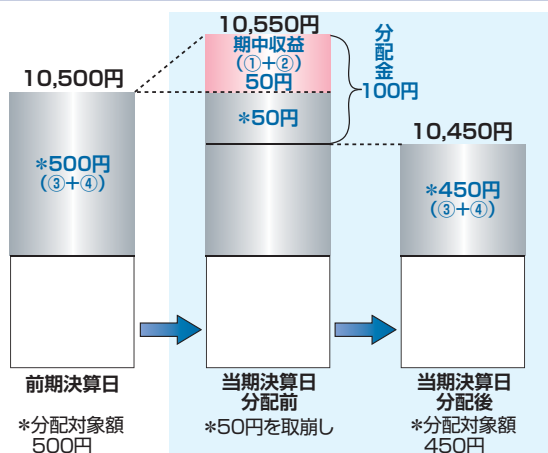
投資信託で分配金が支払われるイメージ



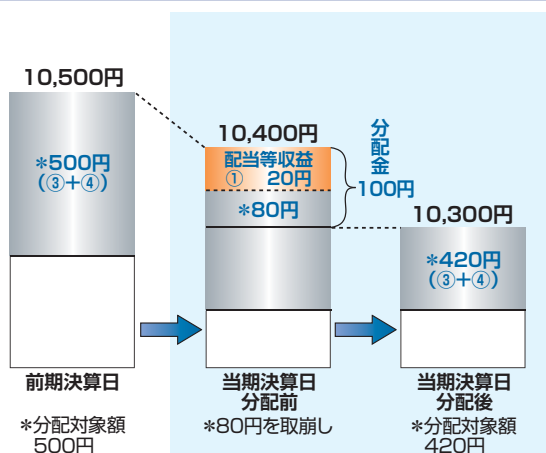
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

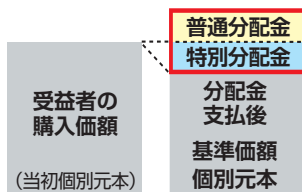


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

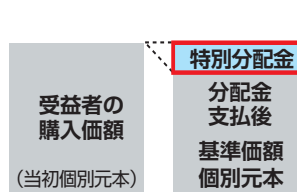
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

① 主に先進国の上場株式に投資します（新興国には投資しません）。

- ◆ファミリーファンド方式で運用を行い、主として「アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド」への投資を通じて、MSCIワールド・インデックス採用国・地域※の上場株式に投資します。

※MSCIワールド・インデックス採用国・地域は平成23年9月末現在、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の24ヵ国・地域です。MSCIワールド・インデックスは、MSCI Inc.が公表する世界の株式市場の動きを示す代表的な指数で、主に先進国の上場企業で構成されています。ただし、インデックス採用国・地域については定期的に見直しが行われ、変更されることがあります。

MSCIワールド・インデックスはMSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

- 先進国の多くは、国内情勢が安定しており長期にわたり高い格付を維持しています。新興国と比べて情報開示等の透明性が高く、法律等も整備されています。

主要国の発行体格付

主要先進国		米国	英国	ドイツ	オーストラリア
	スタンダード&プアーズ社	AA+	AAA	AAA	AAA
	効力発生日	2011年8月5日	1993年10月6日	1992年3月17日	1992年7月27日
主要新興国		ブラジル	ロシア	インド	中国
	スタンダード&プアーズ社	BBB+	BBB+	BBB-	AA-
	効力発生日	2008年4月30日	2008年12月8日	2007年1月30日	2010年12月16日

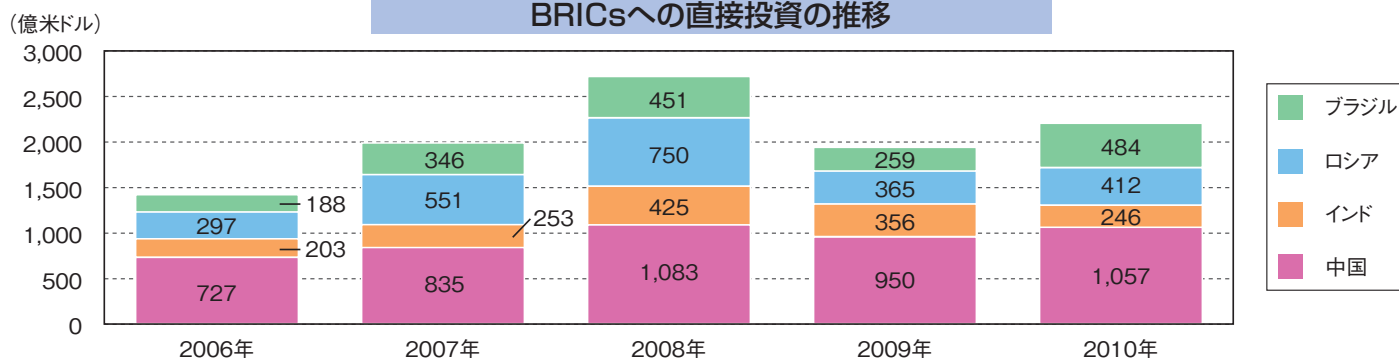
出所：スタンダード&プアーズ社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。格付は自国通貨建長期債。（2011年9月末現在）

※格付とは、公社債や証券等の発行体について元本や利息の支払いが契約どおりに行われないリスクをアルファベット等の簡単な記号で表したものです。一番高い格付は「AAA」、次に「AA」「A」「BBB」となります。「BBB」までが投資適格とされています。また効力発生日とは、表記格付を取得した日です。

*今後、格付会社により格付は変更になることがあります。

- 新興国の高成長が注目されていますが、先進国は直接投資等によってその成長を支えているのと同時に、恩恵を受けています。2009年は金融危機の影響を受けましたが、先進国から新興国へ高水準の直接投資が行われています。

BRICsへの直接投資の推移



出所：国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development) 「World Investment Report (2011年版)」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※上記グラフの直接投資額のすべてが、先進国からのものであるとは限りません。

直接投資とは・・・

経営参加や技術提携を目的とした対外投資のことで、方法としてM&Aなどの企業買収、事業提携、現地法人（支店）の設立などがあります。国の経済成長を推測・推進する際の非常に重要な指標の一つとして注目されています。

直接投資の効果・・・

直接投資は、資本だけでなく新たなビジネス・モデル、優れた経営ノウハウ、新技術の移転・創造といった企業の貴重な経営資源が国境を越え、国内雇用機会の創出、人材の流動化、消費者利益の増大等をもたらし、それにより投資をする国と投資を受ける国との経済関係を拡大させる効果が期待されます。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

② 配当利回りおよび株価の安定的な成長に着目し、銘柄選択を行います。

① 高い配当利回りが期待できる銘柄（好配当銘柄）に投資します。

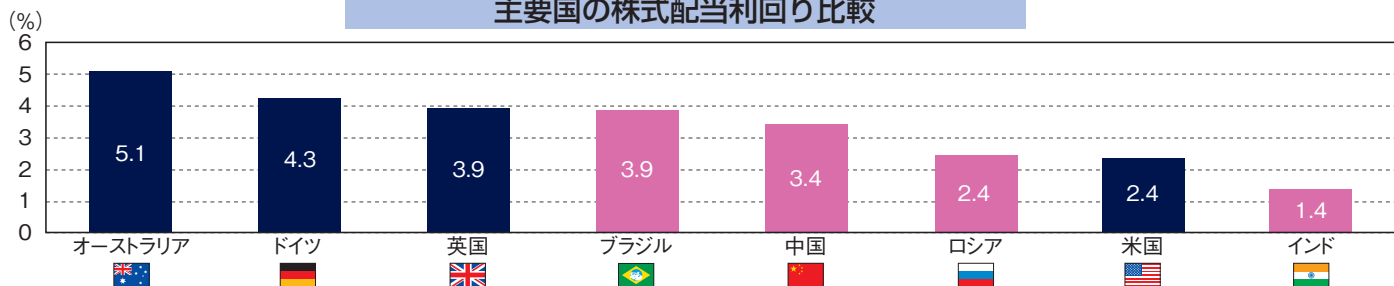
◆好配当銘柄は、「安定した収益力」「割安な株価」等から魅力的な投資対象と考えられます。

（「好配当銘柄」とは、配当利回りが高いだけでなく、今後も利益の安定成長による高い水準の配当が期待される銘柄のことです。）



■一般的に、発展途上にある新興国企業では利益を設備投資等に向ける傾向がある一方で、先進国企業では収益・事業基盤が確立しており配当を出す余力があること等から、総じて先進国の配当利回りは新興国より高い水準にあります。

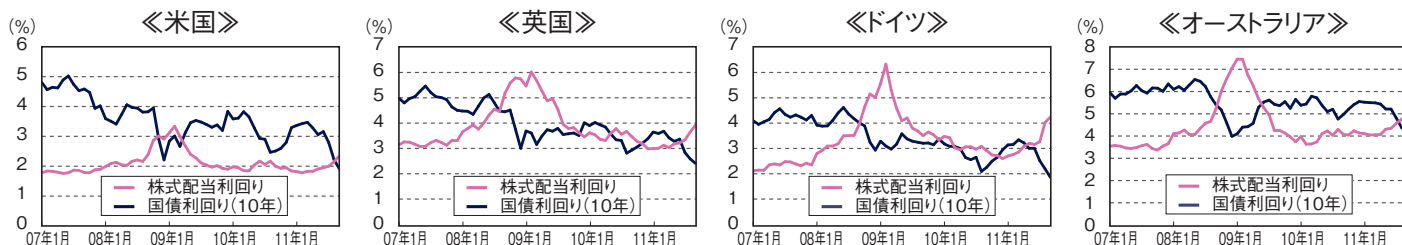
主要国の株式配当利回り比較



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。（2011年9月末現在）
※各国のMSCIインデックスの配当利回りを使用。

各国の株式配当利回りと国債利回り（10年）推移

■世界的な経済環境の大きな変動による株価下落や各国の低金利政策を受け、現在、多くの国では株式配当利回りと国債利回りの格差が縮小または逆転しています。このように利回り格差が縮小または逆転している状況は長期的に見ると珍しいことであり、株価水準が相対的に割安であると判断することもできるので、株式の魅力が高いと考えられます。



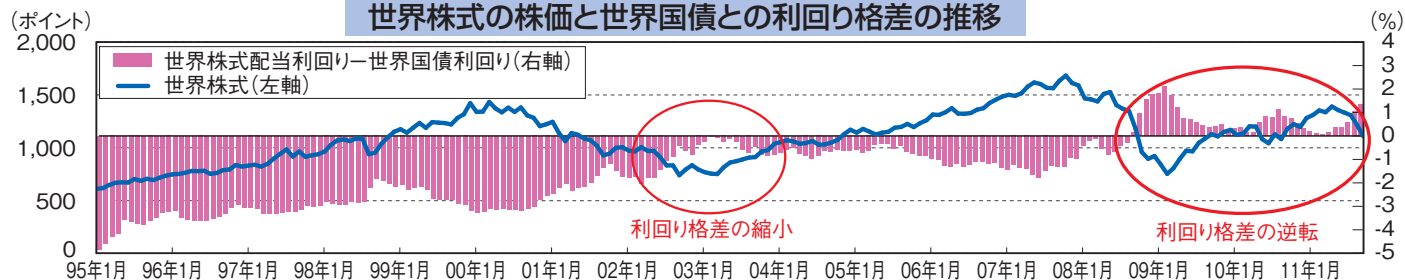
出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。（2007年1月～2011年9月、月次）

※株式配当利回りは、各国のMSCIインデックスを使用。

※国によって状況は異なりますが、一般的に株式には値上り期待があることから、株式配当利回りは国債利回りよりも低い水準であると考えられます。

■過去には利回り格差の縮小または逆転の後、株価は大きく上昇しています。現在、世界的な経済環境の大きな変動による不透明感が残りますが、依然、株式の魅力的な投資環境と考えられる水準です。

世界株式の株価と世界国債との利回り格差の推移



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。（1995年1月～2011年9月、月次）

※世界株式はMSCIワールド・インデックス、世界国債はシティグループ世界国債インデックスを使用。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

② 株価の安定的な成長が期待できる銘柄に投資します。

◆ 主に株価の安定成長が期待できる業種に分散投資します。

「公益」「生活必需品」「金融」「ヘルスケア」等の業種は、一般的に収益が景気サイクルの影響を受けにくく、株価の安定成長が期待できる業種であるといわれています。

特定業種への集中投資は避け、主にこれらの業種に分散投資することで、中長期的に安定した収益確保を目指します。

《主な投資対象業種》



公益
(電力、ガスなど)



生活必需品
(食料、飲料など)



金融
(銀行、保険など)

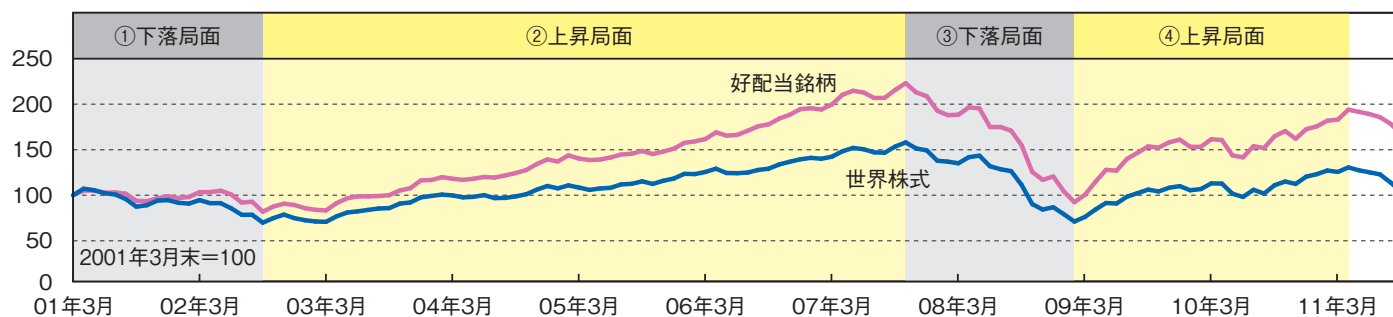


ヘルスケア
(医薬品など)

◆ 上記業種の企業の場合でも、投資対象市場の政治・経済情勢や国際情勢の変化により、株価が安定的に上昇しない場合があります。

■ 好配当銘柄の株価は、長期的に世界株式と比べると安定した高いパフォーマンスとなっています。金融危機においては、好配当銘柄の金融セクターの比率が高かったことから、一時的に世界株式を下回りましたが、総じて上昇局面でも下落局面でも高いパフォーマンスとなっています。

好配当銘柄と世界株式の推移 (米ドルベース)



	①下落局面 (01年3月～02年9月)	②上昇局面 (02年9月～07年10月)	③下落局面 (07年10月～09年2月)	④上昇局面 (09年2月～11年4月)
好配当銘柄	-18.3%	174.4%	-58.8%	111.2%
世界株式	-30.4%	127.9%	-55.4%	84.9%
超過リターン	12.1%	46.5%	-3.4%	26.3%

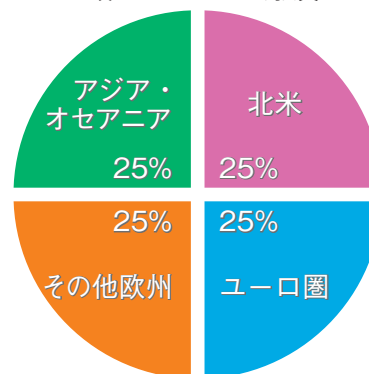
出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。(2001年3月～2011年9月、月次)
※好配当株式はMSCI世界高配当インデックス、世界株式はMSCIワールド・インデックスを使用。

3 ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本とします。

- ◆ 地域配分は、北米25%、ユーロ圏25%、その他欧州25%、アジア・オセアニア(日本含む)25%を基本とし、分散を図ります。
- ◆ 各地域内における平均配当利回り、その他のリスク特性を考慮、適度な分散とリスク管理に配慮して組入銘柄、投資比率を決定します。
- ◆ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ◆ 特定地域や通貨に偏らず、分散投資することで、為替変動リスクの抑制を目指します。
- ◆ 投資対象地域・通貨を分散した場合でも、円独歩高など外国為替相場の変動等の影響により、為替変動リスクが抑制されない場合があります。

《基本配分のイメージ》

4つの地域にバランスよく投資します。



- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

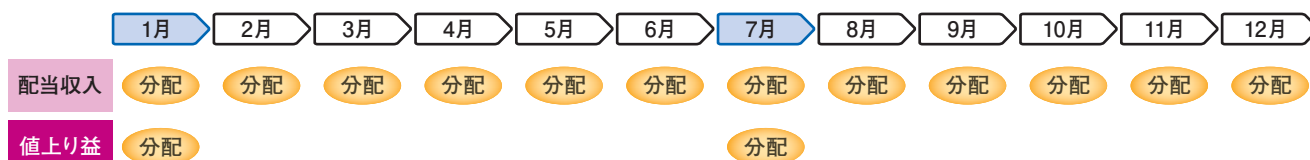
追加的記載事項

4 毎月決算を行い、原則として、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、株式の値上り益等から年2回のボーナス分配を目指します。

- ◆分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ◆1月、7月の決算時にはボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落し、分配対象額が少額となった場合には、ボーナス分配を行わない場合もあります。

《収益分配のイメージ》

原則毎月25日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、1月、7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上り益からボーナス分配を行う場合があります。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

●資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

アムンディ・グループについて

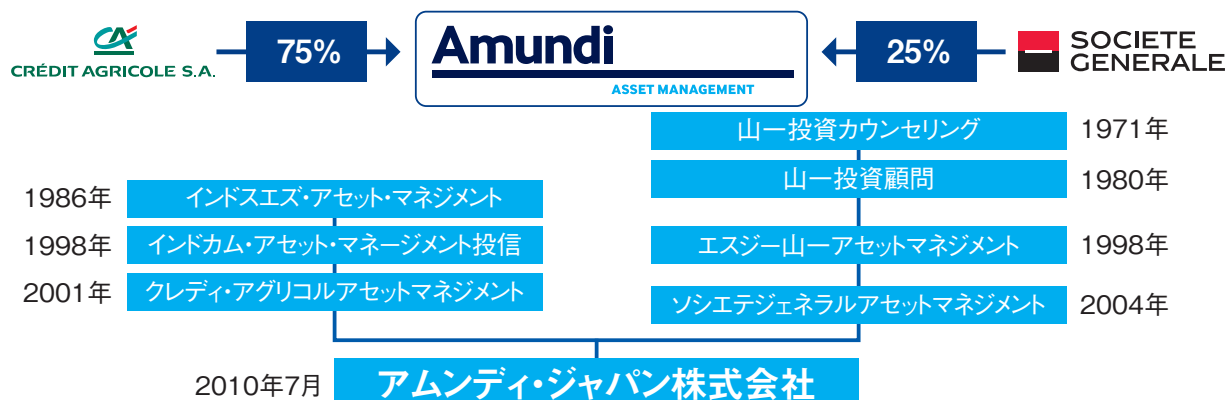
- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付でAmundi（アムンディ）を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ（約74兆円、1ユーロ=107.90円で換算。2010年12月末現在）を超え、欧州第3位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレイヤーの運用会社です。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

アムンディ (Amundi) …

アセットマネジメントの頭文字であるAとM、「世界」を意味するラテン語Mundiを合わせた名前です。新会社が開かれた企業になるようにとの思いが込められています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2010年6月版（数値は2009年12月末））

アムンディ・ジャパン株式会社について



運用資産残高:2兆6,472億円※

投資信託委託業の運用資産残高:1兆4,152億円

投資顧問業の運用資産残高:1兆2,320億円

※2011年8月末現在。
各契約資産合計には、重複資産（投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等）が一部含まれています。

- 上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
- 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合、もしくは財務状況の悪化等により社債の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

⑤ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② ファミリーファンド方式の留意点

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があり、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

③ 分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

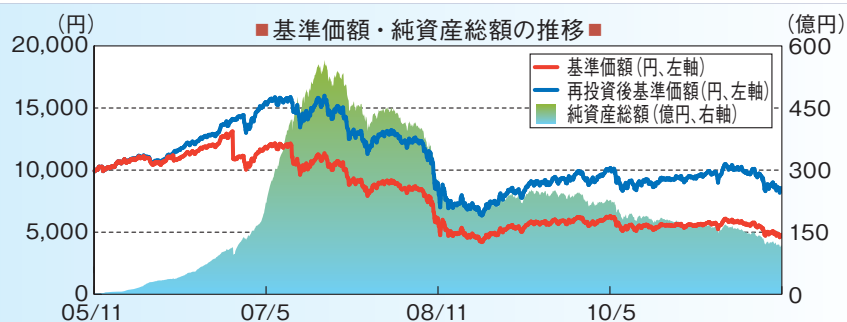
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

■ 基準価額と純資産総額 ■

基準価額	4,893円
純資産総額	118.8億円

■ 分配の推移 ■

決算日	分配金 (円)
64期 (2011年 5 月25日)	30
65期 (2011年 6 月27日)	30
66期 (2011年 7 月25日)	30
67期 (2011年 8 月25日)	30
68期 (2011年 9 月26日)	30
直近1年間累計	360
設定来累計	5,430

※分配金は1万口当たり・税引前です。
 ※直近5期分を表示しています。

■ 騰落率 ■ (％)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	-3.3	-13.5	-14.5	-8.1	-18.7	-13.1

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■ 資産配分 ■

資産	比率 (％)
国内株式	2.5
外国株式	94.9
現金・他	2.6

※比率は純資産総額に対する実質組入割合です。
 ※比率は四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

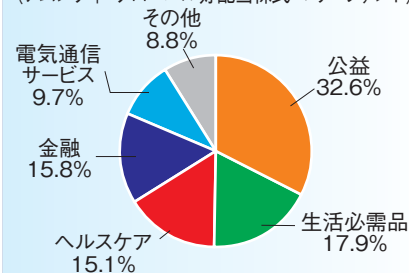
■ 組入上位10銘柄 ■ (アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド)

	銘柄名	業種*	比率 (％)
1	オーストラリア&ニュージーランド銀行	金融	2.7
2	パワー・アセット・ホールディングス	公益	2.7
3	CLP ホールディングス	公益	2.6
4	ウェストバック銀行	金融	2.2
5	アストラゼネカ	ヘルスケア	2.1
6	イタリア電力公社	公益	2.1
7	グラクソ・スミスクライン	ヘルスケア	2.1
8	ファイザー製薬	ヘルスケア	2.0
9	イーオン	公益	1.9
10	ユニリーバ	生活必需品	1.9

*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■ 業種別配分 ■ *

(アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド)



*業種分類は、当社が独自に定めた分類方法で表示しております。
 ※比率はマザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

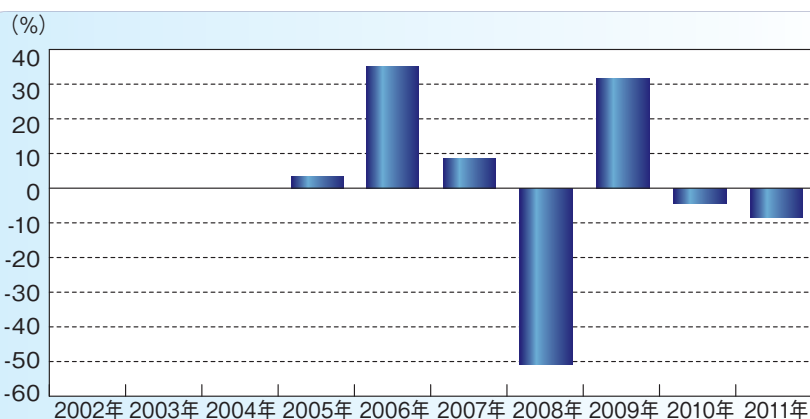
■ 地域別配分比率の内訳 ■

(アムンディ・グローバル好配当株式 マザーファンド)

地域	国名	比率 (％)
北米	米国	22.3
	カナダ	3.1
ユーロ圏	イタリア	6.4
	フランス	5.2
	ドイツ	3.9
	スペイン	3.3
	オランダ	2.6
	フィンランド	1.7
	ベルギー	1.1
その他欧州	英国	17.7
	スイス	4.8
	ノルウェー	2.2
	スウェーデン	0.5
アジア・オセアニア	オーストラリア	11.0
	香港	8.4
	日本	2.5
	シンガポール	2.2
	ニュージーランド	1.2

※比率は、マザーファンドの組入有価証券評価額に対する割合です。
 四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2005年は設定日 (11月18日) から年末までの騰落率、2011年は年初から9月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目以降にお支払いします。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	ニューヨークまたはロンドンの銀行休業日の場合には、受け付けません。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成23年11月26日から平成24年11月27日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社は、換金の申込総額がその換金日において5億円を超える場合あるいは受益権の総口数の10%を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、換金の申込受付を制限または中止することおよび既に受付けた換金の申込受付を取消すことができます。
購入・換金申込受付の 中止および取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	無期限とします。(設定日：平成17年11月18日)
繰 上 償 還	委託会社は、信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収 益 分 配	年12回。毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 「分配金再投資コース」は税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	5,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年2月、8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 3.15% (税抜3.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じて得た金額とします。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し 年率1.1235% (税抜1.0700%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。 (信託報酬の配分) (年率)		
	委託会社	販売会社	受託会社
	0.5250% (税抜0.50%)	0.5250% (税抜0.50%)	0.0735% (税抜0.07%)
その他の費用・手数料	(支払方法) 毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。		
	信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

- ◆上記は、平成23年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント